

八尾市規則第48号

八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）第2条の規定に基づき、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例評価委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議を行う。

- (1) 八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例（平成18年八尾市条例第20号）の評価及び見直しに関すること。
- (2) その他八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例に関し、必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する16人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の代表
- (3) 公募の市民
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、1年以内とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策企画部政策推進課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。